

1 統計法に定める公的統計の基本理念

- 第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。
- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
 - 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
 - 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

2 新規項目を追加する際のポイント

- ① 当該項目の調査結果が“公表時点において”社会に“広く”必要とされていると見込めること
- ② 当該項目の調査結果が他の統計や行政記録等によっては代替できないものであること
- ③ 「事実」に関する報告を求めるものであること ※ 統計法(第2条第5項:「統計調査」の定義)
- ④ 基幹統計にふさわしい結果精度を得られる見込みがあること
- ⑤ 既存の調査項目と比べて同等又はそれ以上の優先度があること 等

3 既存項目を削減する際のポイント

- ① 調査・集計に投じるコスト(経費、労力、時間等)に見合った結果の利用が期待できないこと
- ② 基幹統計にふさわしい結果精度を得られる見込みがないこと
- ③ 新規に追加される項目に比して優先度が劣ること
- ④ 世帯の回答負担の軽減や、実査・審査・集計事務の効率化に寄与すること 等

現住居以外の住宅で「居住世帯のない住宅」を新規項目とする必要性(案)

1 空き家の増加と課題

- 平成25年住宅・土地統計調査において、「空き家」は全国で約820万戸となり増加の一途をたどっている。今後、世帯数が減少する局面を迎え、「空き家」はさらに増加することが予測されるため、「空き家」の活用方法を政策として検討するにあたり、全国規模で調査を実施する「住宅・土地統計調査」において、その実態を把握する必要がある。

2 空き家の活用・除却の推進【住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）】

- 空き家を賃貸、売却、他用途に活用するとともに、計画的な空き家の解体・撤去を推進し、空き家の増加を抑制
- 地方圏においては特に空き家の増加が著しいため、空き家対策を総合的に推進し、地方創生に貢献

住宅・土地統計調査における「空き家」の調査

- これまで、住宅・土地統計調査においては、「建物調査票」による外観調査で「空き家」(※人が居住できないような廃屋は対象外)を把握してきたところであるが、“耐震性の有無”、“建物内部の状況”など「空き家」の「質」に関するデータは十分得られていない。

「空き家」に関する新規項目

- 調査票甲・乙において、現住居以外の住宅で「居住世帯のない住宅」の項目を新たに追加し、二次的住宅・別荘用、貸家用、売却用、その他の4つの選択肢とする。
- 調査票乙において、「住宅の所在地」、「建て方」、「建築の時期」、「居住世帯のない期間」、「取得方法」の項目を調査する。

◆「空き家」に関して、前回調査より詳細な結果が得られ、住宅政策に必要な「質」に関する様々な結果表を作成することが可能となり、かつ基幹統計にふさわしい結果精度の向上が図られる。

「空き家」関連以外の主な調査項目要望への対応について(案)

要 望	可否	可否の理由等
<p>【調査票甲・乙共通】一甲：第3面、乙：第4面</p> <p>▶ 中古住宅の普及促進や空き家活用のために、どのような形態の住宅が市場に求められているかを判断する基礎資料として中古住宅購入の際のリフォーム状況を把握したい。</p>	○	<p>▶ 住生活基本計画で住宅ストック活用促進が明記されており、政策的なニーズがあるため、既存の調査項目の回答欄を分割する。</p>
<p>【調査票甲・乙共通】一甲・乙：第2面</p> <p>▶ 建物調査票の「建物の構造」は、調査員の外観による把握が困難であるため、対応策を検討してもらいたい。</p>	○	<p>▶ 結果精度向上を図る目的も含め、試験調査において調査票甲・乙に追加し、世帯に記入してもらうことで、記入率の検証を行う。</p>
<p>【調査票乙】一第6面、第8面</p> <p>▶ 全国の世帯における土地の所有、利用状況を明らかにし、国土全体の実態を把握する観点から、「農地・山林」の精度向上を図りたい。</p>	○	<p>▶ 世帯が所有している農地と山林の大きい区画から記入する方式では正確な面積を推計することが困難なため、既存の調査項目の回答欄の分割と2市区町村まで農地・山林のそれぞれの回答欄を設ける。</p>
<p>【調査票乙】一第6面、第7面</p> <p>▶ 土地の利用現況について、「その他」として、空き地と原野などを含んで回答されており、本来、空き地とは定義が異なる原野、荒れ地、湖沼などを明確にしたい。</p>	○	<p>▶ 土地がどのように利用されているかを知る上での重要な項目であり、「その他」を分割することで空き地と原野等の詳細な分析が可能となるため、既存の調査項目の回答欄を分割する。</p>
<p>【調査票甲・乙共通】</p> <p>▶ 持ち家の活用方法として、定期借家が高級住宅地などでは増えてきており、今後の持ち家の活用方法として定期借家と普通借家の別があると良い。</p>	×	<p>▶ ある不動産会社HPによると定期借家の普及率は約3%程度とされており、現時点において、定期借家や普通借家欄を設けても適正な回答が得られるかは疑問であるため、次回調査での検討課題としたい。</p>
<p>【調査票乙】</p> <p>▶ 低未利用地が過去どのように利用されていたか、今後どのように利用していくか、また市町村合併による広域な土地所在状況を把握するため、5年前の利用状況や土地の所在地を町丁・字までの調査項目としてもらいたい。</p>	×	<p>▶ 世帯土地に関しては、調査項目数も多く、削減可能な項目がない状況での新規項目追加は、調査拒否や不詳率の増加が懸念される。</p>

削減する調査項目について(案)

削減

【調査票甲・乙共通】

- 東日本大震災に関連した項目

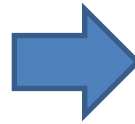


削減理由

東日本大震災により新規に追加した設問であり、平成30年時は、震災から7年が経過しているため。

【調査票甲・乙共通】

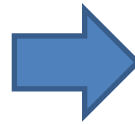
- 前住居「どこに住んでいましたか」



住宅政策として積極的な利用が確認できないこと及び世帯の回答負担軽減を図るため。

【建物調査票】

- 共同住宅の「敷地面積」、「建築面積」



住宅政策として積極的な利用が確認できないこと及び外観調査による調査員の事務負担軽減を図るため。